

「すずらの里短期入所生活介護(ショートステイ)」利用料一覧表

【多床室の場合】

(単位:円)

令和8年8月1日から適用

①所得要件:生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税である高齢福祉年金受給者。②資産要件:単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

【第1段階】

(その他の加算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	603	672	745	815	884
機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算(I)、看護体制加算I・II、夜勤職員配置加算	59	59	59	59	59
介護職員等処遇改善加算I口	117	129	142	154	166
滞在費	0	0	0	0	0
食費	300	300	300	300	300
1日合計	1,079	1,160	1,246	1,328	1,409

送迎	療養食
片道184円 往復368円	8円/食

緊急短期入所受入
90円/日 (原則7日を限度)

長期利用者に対する短期入所生活介護の提供
△30円/日

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が82.65万円以下の方。②資産要件:単身650万円以下、夫婦1,650万円以下

【第2段階】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	603	672	745	815	884
機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算(I)、看護体制加算I・II、夜勤職員配置加算	59	59	59	59	59
介護職員等処遇改善加算I口	117	129	142	154	166
滞在費	430	430	430	430	430
食費	600	600	600	600	600
1日合計	1,809	1,890	1,976	2,058	2,139

介護職員等処遇改善加算I
介護サービス費及び各種加算を加えた総単位数に17.6%を乗じた金額になります。

(食費)	
朝食	450円
昼食	650円
夕食	650円

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が82.65万円を超え、120万円以下の方。②資産要件:単身550万円以下、夫婦1,550万円以下

【第3段階①】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	603	672	745	815	884
機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算(I)、看護体制加算I・II、夜勤職員配置加算	59	59	59	59	59
介護職員等処遇改善加算I口	117	129	142	154	166
滞在費	430	430	430	430	430
食費	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
1日合計	2,239	2,320	2,406	2,488	2,569

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方(利用者負担第1段階から第3段階②の方)は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。(この場合は1日単位での食費をいただきます)

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が120万円を超える方。②資産要件:単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

【第3段階②】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	603	672	745	815	884
機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算(I)、看護体制加算I・II、夜勤職員配置加算	59	59	59	59	59
介護職員等処遇改善加算I口	117	129	142	154	166
滞在費	530	530	530	530	530
食費	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
1日合計	2,669	2,750	2,836	2,918	2,999

【第4段階】 第1段階～第3段階②のいずれにも該当しない人(世帯に課税者がいる・市民税本人課税者)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	603	672	745	815	884
機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算(I)、看護体制加算I・II、夜勤職員配置加算	59	59	59	59	59
介護職員等処遇改善加算I口	117	129	142	154	166
滞在費	915	915	915	915	915
食費	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
1割負担月合計(1日合計)	3,444	3,525	3,611	3,693	3,774
2割負担月合計(1日合計)	4,223	4,385	4,557	4,721	4,883
3割負担月合計(1日合計)	5,002	5,245	5,503	5,749	5,992